

官報

昭和二十六年三月二十日

第十回 参議院會議錄第二十六号

昭和二十六年三月十九日(月曜日)午前
十時四十九分開議

議事日程 第二十五号

昭和二十六年三月十九日

午前十時開議

第一 下級裁判所の設立及び管轄
区域に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)

第二 裁判所法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

第三 裁判所職員定員法案(内閣
提出)

第四 昭和二十四年度特別会計予
備費使用総調書(その二)(承諾
を求める件)(衆議院送付)

第五 昭和二十四年度特別会計予
算總則第六條並びに第七條に基
く使用總調書(承諾を求める件)
(衆議院送付)

第六 昭和二十四年度日本国有鉄
道予備費使用總調書(承諾を求
める件)(衆議院送付)

第七 昭和二十五年一般会計予
備費使用總調書(その一)(承諾
を求める件)(衆議院送付)

第八 昭和二十五年特別会計予
備費使用總調書(その二)(承諾
を求める件)(衆議院送付)

第九 地方議會議員の選挙期日の
延期反対に関する請願

第一〇 公職選挙法中一部改正に
関する請願(三件)(委員長報告)

第一一 公職選挙法第八十九條改
正に関する請願(委員長報告)

第一二 鳥根県多古岸に燈台設置
促進の請願(委員長報告)

第一三 対馬縣越村黒島に燈台設
置の請願(委員長報告)

第一四 九十九里浜太東岬に燈台
設置の請願(委員長報告)

第一五 川東、谷田川兩駅間に駅
員無配置駅設置促進の請願(二
件)(委員長報告)

第一六 郡山市に湖所設置促進
の請願(委員長報告)

第一七 徳島県日和佐町に徳島測
候所分室設置の請願(委員長報告)

第一八 武豊線延長工事施行に關
する請願(委員長報告)

第一九 大阪、大社兩駅間の準急
列車二本を石見益田駅まで延長
等に関する請願(委員長報告)

第二〇 岩国、日原兩駅間鉄道路
線敷地測量に関する請願

第二一 城岡駅を北長岡駅と改称
の請願(委員長報告)

第二二 魚沼線復活促進に関する
請願(委員長報告)

第二三 志佐、吉井兩駅間に鉄道
敷設の請願(委員長報告)

第二四 岩国、日原兩駅間鉄道路
線敷設促進に関する請願(二件)
(委員長報告)

第二五 白根線復活促進に関する請
願(委員長報告)

第二六 下関を基地として關釜連絡
航路復活に関する請願(委員長報告)

第二七 山田線復旧促進に関する
請願(委員長報告)

第二八 三陸沿岸鉄道路線敷設促進
に関する請願(委員長報告)

第二九 志布志線延長工事促進に
関する請願(委員長報告)

第三〇 日向長井、三重町兩駅間
鉄道路線敷設に関する請願
(委員長報告)

請願 (委員長報告)
第三四 白河、仙台南駅間鉄道路
線敷設促進に関する請願

第三五 公職選挙法第八十九條改
正に関する陳情(委員長報告)

第三六 公職選挙法中一部改正に
関する陳情(委員長報告)

第三七 福島県猪苗代観測所を測
候所に昇格するの陳情(委員長報告)

第三八 宮原線貫通促進に関する
陳情(委員長報告)

第三九 宮原線開通促進に関する
陳情(委員長報告)

第四〇 京都駅改築および鉄道高
架建設促進に関する陳情
(委員長報告)

○議長(佐藤寅次郎) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

去る十五日議員から左の質問主意書を
提出した。

農業機械設置に関する質問主意書
(鈴木直人君提出)

戦争傷痍者の生活保障に関する質問
主意書(片岡文重君提出)

去る十六日内閣から左の議案を提出し
た。よつて議長は即日これを運輸委員
会に付託した。

船舶職員法案
同日議長は左の内閣提出案を経済安定
委員会に付託した。

外国為替管理委員会設置法の一部を
改正する法律案

結核予防法案

厚生委員会に付託

復興金融公庫に対する政府出資等に
関する法律の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案

同日議長は予備審査のため左の内閣送
付案を経済安定委員会に付託した。

臨時物資需給調整法の一部を改正す
る法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

精神衛生法の一部を改正する法律案
同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

企業再建整備法の一部を改正する法
律案

同日修正議決した左の衆議院提出案
は、即日これを衆議院に回付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

国民金融公庫法の一部を改正する法
律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を要した旨の通知書を受領した。

国民金融公庫法の一部を改正する法
律

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一部を改正する法律案可
決報告書

裁判所職員定員法案可決報告書

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員
に任命することを承認した旨回答し
た。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

文部大臣官 岡田 孝平君
房人事課長 吉田 信邦君
大蔵省理財 高橋 俊英君
局経済課長 高橋 俊英君
大蔵省銀行局 高橋 俊英君
金部資金課長 高橋 俊英君

同日内閣總理大臣から、文部大臣官房人事課長岡田孝平君外二名（前掲議長承認の通り）を第十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十二日議決した衆議院議長幣原喜重郎君に対する弔詞は去る十六日これを贈呈した。

一昨十七日議員から左の議案を提出した。

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案（山縣勝見君外四名発議）

同日内閣から左の議案を提出した。再評価積立金の資本組入に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

たばこ専売法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案 労働委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用図書給與に関する法律案

農林省補償法の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

犯罪者予防更正法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

運輸委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

文部委員会に付託

熱管理法案

輸出品取締法の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託

積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法案

農林委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の本院提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

厚生年金保險法特例案

同日衆議院から本院の回付した左の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

厚生年金保險法特例

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

去る十六日議員から左の質問主意書を提出した。

記載高き物品受取書も印紙の貼付を要するものとした国税庁通達に關する質問主意書（上原正吉君提出）

同日委員長から左の報告書を提出した。

外務委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

外務委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

一昨十七日委員長から左の報告書を提出した。

運輸委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

運輸委員会陳情審査報告書第二号同特別報告第二号

同日分科会において當選した正副主査は左の通りである。

予算委員会第二分科会

主査 一松 政二君
副主査 竹下 豐次君

予算委員会第三分科会

主査 藤野 繁雄君
副主査 東 隆君

予算委員会第四分科会

主査 櫻内 義雄君
副主査 山田 節男君

○議長（佐藤寅次郎） これより本日の會議を開きます。

○羽仁五郎君發言の許可を求む

○議長（佐藤寅次郎） 羽仁五郎君

○羽仁五郎君 私はこの際、學問の自由に關して緊急質問することの動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の羽仁五郎君の動議に賛成いたします。

○議長（佐藤寅次郎） 羽仁君の動議に御異議ございませんか。

○議長（佐藤寅次郎） 御異議ないと認めます。よつてこれより發言を許します。羽仁五郎君。

○羽仁五郎君（拍手）

○羽仁五郎君 學問の自由は、これによつて我が民主主義が立つてか倒れるか、その最高の原則に關係する問題であります。然るに現在政府が我が国会に審議を求めていた教育公務員特例法の一部の改訂案に關連して、国立、公立の大学等における學者、教育者を不当の処置から守る事前の公開審理の規定の立法的意義について、政府文相の見解は、學問の自由の保障について重大な疑義を生じているので、これを質す緊急の必要が認められるのであります。問題は次の三点に集中されるのであります。

第一に、文相天野博士は、国立、公立の大学等において、およそ教員が常に第一に教育者又學者としての自覚に立つことを望むか、それとも、これらの人々が専ら官公吏として命令服従の關係に置かれることを望むか、この点であります。現行法はもとより国立、公立の学校の教員を公務員としていますが、併し教員は本質的には教育者又

學者として考えられなければならないので、ここに特例法が立法されたのであります。（「ノー／＼」と呼ぶ者あり）そこで若しもここに改訂を加えるならば、それはこの教員の教育者、學者としての自覚を一種尊重する方向に向かうか、それとも教員を官公吏として他律的、従属的方向に認こうとするか、ここには原則的の差異がある。

先日来、国会に向つて文相又政府委員は、教育公務員特例法第五條の改訂によつて、大学等における事前の公開審理の保障が削除されても、公務員として人事院の公開審理が受けられると述べている。この考え方には、旧文部省の學問教育に対する官僚的支配の弊風の伝統の復活として懸念すべきものがあります。（「その通り」と呼ぶ者あり）

江戸時代に寺社奉行が僧侶を呼ぶことと奴のごとしと記録されている。政府の命令に服従する關係に置かれて、何の宗教の尊嚴、何の芸術、何の學問教育の尊嚴があるか。旧日本帝國の政府や文部省が、大学の総長や一般の校長をもその支配のもとに呼びつけて命令を下し、訓令し、奴隸のごとく取扱つたことはいふまでもない。本議員は誇張しているのではありません。現に先頃、國家公務員法に關する本院の人事委員の審議において、本議員がこの点を論ずるや、當時、本院議員として人事委員の任にあつた寺尾博隆學博士はこれに共鳴され、あの温厚の君子が、とにかく顔面に憤激の紅潮を極すことなく、世界にその名を知られた博士が、政府及びその農事試験場等におけるその数十年の生涯に、ともすれば單なる一官吏關係として扱われ、學者

の誇りを傷つけられ、幾たび暗涙にむ
せんだかかわらないと切々として証言
されたのであります。本議員は、農林
一号等の母体となつた陸羽百三十二号
の発見者として世界的学者としての寺
尾博士が、一官吏として体験された屈
辱を蒙られた風貌を、今も眼前からか
き消すことができないのであります。
そこで現文相天野博士に質さなければ
ならない。教育公務員特例法の第五條
の改訂により、公開審理の保障の削除
により、文相天野博士は、教育公務員
を、而も学者、教育者としての方向に
立たせようとするのか、それとも、その
反対の方向に、官吏として、即ち寺
尾博士をして暗涙にむせばしめたよう
な方向に立たせようとするのか、この
二つの方向のどちらに一步を加えると
断言されますか。良心によつて答弁せ
られたいのであります。

職前の或る日、大内兵衛教授が日本
経済の前途につき深刻に憂慮され、而
も自分は経済学者ではあるが、帝國大
学教授として一官吏として、政府の政
策の批判を公開的に述べることができ
ないと歎かれたのであります。これら
すべてはすでに全く過去のことであり
ましようか。(日本の常職を考へる)と
呼ぶ者あり)果して本議員の恐れるよ
うな環境がまだ日本に強く残存してい
るとされるならば、教育公務員が、学
者、教育者として尊重され得る学校に
おいて、事前に公開の場にその所信を
陳述し得ることは、断じて奪はるべきで
ありません。(その通り)と呼ぶ者あり)学
園における事前の公開審理と人事
院における公開審理とは、その性質が
異なる。前者においては、教員は、学
者、教育者として立ち、後者において

は教員は公務員として立つ。そして
公務員法が民主主義を自指している
いうことを以て、現在日本にまだ官僚
主義が強く残存している環境の問題
の、この重大深刻の問題の立法上の考
慮が回避されることは許されぬ。本
議員は、東大の公開審理にも、人事院
の公開審理にも、自身出席し、直接の
検証に基いて、この質問を行なつてい
るのである。学園における公開審理と
人事院における公開審理とは、すでに
その空気が全く違ひます。窓の外に眼
をやつただけでも、こちらは、今審査
し審査されている双方が同じく同等に
学園教育の貴重使命に朝夕を迎えた
学園であり、そこには、学園教育など
とは縁の遠い、学者教育者に全くフレ
ムドな、上司下司の官僚主義の冷たい
風景であり、その室内に對面するの
は、任命権者たる文相そのほかの大臣
の代理者、何局長、何課長、多く官庁
に外的な事務にその半生を送つて來ら
れ、学園教育に毎日を送つた内的の生
活とはむしろ縁の遠い、どうかすれば
甚だ形式的の顔であります。本議員
は、東大の公開審理において、紛争の
間にも、而も原田助教となり大山勘手
なりと南原総長や各学部長各教授諸君
との間に、又公開を許されて傍聴して
いる教職員、学生諸君の間に、鋭い對
立の中にも而も同じくミネルヴァの殿
堂に献身する者の共同の空気を常に、
感ずることができたのであります。こ
れに反し本議員は、日本における細
学の権威矢追博士が、その半生を捧げ
た伝染病研究所を追われ、細菌学から
引き離され、厚生省の一官吏として行
政事務書類に印を押すような椅子を與
えられたことに不満に堪えず、最後の

手段として訴えた人事院の公開審理に
おいて、任命権者厚生大臣の代理者、
総務局長といふのか人事課長か何かそ
の人物はいざ知らず、学園には内的の
理解のなさそうなその官吏から、厚生
省の一官吏が厚生大臣の決裁に何の文
句があるのかときめつけられるのを見
て、矢追博士その人に對してでない、
学園がこのような冷遇な取扱を受ける
のを見るに忍びない、退席したのであ
ります。さすがに人事院の公平委員
会の委員長が、その大臣代理に對し、
厚生大臣の責任と権限による決裁と
注意をしておりました。が、官僚主義
の表情は硬化するばかりでありまし
た。而もこの委員長にしてもやはり人
事院の一官吏である。学者が研究室か
ら行政官庁に移されて感じている悲痛
の苦しみは十分の理解をここに求め得
ようか。これはその場でありましよ
うか。幸いにして大学等においては、そ
の場が與えられていたのです。学園教
育の雰囲気の中における事前の公開審
理がそれです。その保障を、今、文相
天野博士が奪い去らうとされるので
す。

第二には、文相天野博士は、学園の
量のみを眼中にし、学園の質を眼中に
されないものであります。今の教育も
勿論必要であるが、定説を脱却する新
學說の発見による学園の質的進歩に關
係して、どうかすると極めてデレケー
トの深刻の問題が学者、教育者の身辺
に惹き起されるのであり、この問題の
幸福なる平和的解決のための保障の必
要を文相は認識されないのか。文相
は、教授及び学生をして徒らなる紛争
に煩わされることなく勉学に専念せし

めたいと考え、複雑なる訴訟的手続を
要件としないようにしたいと説明され
た。併し公開審理のために、教授、学
生が常に學業を投げうたねばならない
ほどの時間と努力とを要するかのよう
な印象を與えようとするのは、フ
エアーではありません。いやしくも、
学者、教育者が人事につき不公平の疑
いを生じ、事前の公開審理において多
くの紛争をなす必要を感ずるといふよ
うなことを、文相天野博士は常時に想
像されますか。公開審理の紛争を生ず
るのは稀なる場合であります。現行法
現在までに全国において東大及び神戸
大学の二件が紛糾しているだけで、他
の大多数の大学においては、教職員及
び学生は、万一の場合には事前の公開
審理の保障があるので、ふだんは安心
して学園に専心してゐるのでありま
す。この東大及び神戸大学の二件にお
いても、これに時間を要しているには
相当の理由がある。神戸大学の場合に
は、学長の病氣による公開審理の延期
ということも報告されておりますが、
本議員自身は、当時、日本学術會議の
学園思想の自由の保障の委員会の委員
長として本件の提訴を受け、考慮の結
果、小松藤郎教授は先きの戦争中も学
者の節操を失ななかつた日本に稀に見
る純粹の学者の一人であつたことを本
議員もよく知つておりました。日本に
有数の前途有為の哲學者教授を、ここ
一時の興奮の中に簡單に失つてしま
うよりは、少しく冷却期間を置き、その
間の方角を見定めるべきではないかと
いうような点を、個人的に学長と懇談
したこともあつたのです。神戸大学、
又東大の場合、公開審理の制度の発足

に當つて、原被の双方がまだ新しい
制度について熟練していないのであり
ます。且つ特に東大の場合、第一流の
学者が機關を構成しているの、全国
の大学及び学校の模範となる規程先例
を開くべく期待されてゐたこともあり
ます。いづれにせよ、最初の東大及び
神戸大学の公開審理が十分慎重に行わ
れてゐるのをとらえて忽ち即断を下
し、公開審理は徒らなる紛争に多大の
時間を空費すると断定し、直ちにこれ
を廃止せよとするような態度が是非
か。文相天野博士の靜かなる愛國心の
思索を求めます。(共產黨の代弁者
だ)と呼ぶ者あり)大学などの学園の行
動は、学園教育の本質からして、必ず
しも事務的の能率とか速度とかいふよ
うな方向から判断せらるべきものでは
ありません。ミネルヴァの身は日暮れ
て飛ぶ。ときには余りにスローであつ
ても、そこにアカデミーの本質がある
ことは、最近イギリスのユニヴァーシ
ティ・グラント・コミッティの委員長サ
ー・ワルター・モペルリイが新著「大
学の危機」の中にも切言されてゐる。
公開審理という新しい民主主義の制
度が高い理想を以て出発してまだその
幼年期にあるのに、その動きが直ちに
軌道に乗らないといつて忽ちこれを窒
息せよとするような急迫の態度
は、果して学園に關係する者の相互の
信頼を高めるゆゑでしやうか。

而もここに特に銘記して文相天野博
士に質さなければならぬのは、学園
の量と質との問題であります。学園の
量だけが問題ならば、人は机に向つて
勉強している時間の多いことのみを額
うべし。併し更に高い問題として学園
の質の問題がある。学園の獨創的の研

究はとかく極めてデリケートの關係に立たされ、これが迫害され、学問の自由が阻害される事実の起ることは、歴史の示すところであり、これを守り、そのような悲しむべき事態を、大学等の内部において学問を理解する雰囲気の中の公開の処理により、理性的争いにおいて平和的に解決すること、ここに現行の公開審理の最も高い新しい民主主義的意義があります。デオノ・ブルノがコベルニクス理論の展開を守つて死刑に処せられ、ガリレイが七十歳の高齢を以て秘密裁判に苦められ、近く我が日本においても美濃部博士や天野博士が不当の迫害を受けてられたような、あまたの種類の悲劇、世人の心を痛ましめたこれらの悲惨事の幾分は、公開審理の保障があつたならば防ぐことのできたものなのであります。

学生の面前における教授間の紛争の公開は教育上弊害があるというような議論にも、古い一方的の考え方、知らしむべからず依らしむべしの方の考え方の復活の虞れのほうを強く感ぜさせられます。本議員も何らの紛争のないことを望みます。併し何らかの紛争の問題がある場合、そして、これを非公開で処理するという態度がとられた場合、そして、それで学生が納得すればよいが学生が納得しなかつた場合、この場合の教育上の弊害にこそ、実に致命的なものがありはしないでしょうか。(拍手)

そればかりではありません。学生はすでにでき上つた学問を、据え膳を食うように、手を挟いて、ただその量の多くを学んで、学校を出ると忽ちそのすべての学問を全く忘れてしまふ。然

るに、新しい学問が生れるのを見、学問の進歩がさまたげの紛争のなかに守られるその場に連なり、学問の自由のデリケートにして深刻の關係に参加し、かくて学問の本質のものに触れることができた感銘は、その学生の一生涯に決して忘れがたく、その人は年老するまで学び、又、人の学ぶことに、同情を持つことが出来ます。本議員自身、内外の大学の講義演習に列し、数千巻の書を讀んだことによつて、より

も、学生時代に、大内、森戸兩教授の事件を体験し、その後、今日まで、日本及び世界の学者、教育者が学問教育の自由を守つて辛苦するのを見、聞いて、深い感銘を與えられたことを告白せねばなりません。而も紛争が平和的に処理され、そこに学生が学問の社会的本質に触れる機会を與えられることは、決して時間の空費と言わねばなりません。一七九八年、日本ではまだ徳川十一代將軍家齊などといった封建主義が支配していた時期に、カントがその純粹の哲学的思索の時間を割いて、シユトライト・デル・フアグルデ「エテン」――「学部の闘争」のような学問と政治との紛争に関する問題に一時没頭したことが、純粹の哲学的思索にとつても無益なことであつたとされますか。「学問の本質には願望的なものがある、これを守らねばならぬ」とは福沢諭吉の言であります。学問の質的進歩のために、既定の枠を脱する学者、教育者の思索又行動に伴う紛争の平和的解決の保障として、文明の制度として、大学等における事前の公開審理の保障には、多少の時間とか弊害とかの比較的問題に左右されることのできない意義があるのではないかと。

もこれは稀なることなのです。万一の場合の保障なのです。さればこそ最も慎重にすべきではないのか。

第三、最後に、果して大学等における公開審理が行われない場合、そこに如何なる新しい事態が発生するか。この問題について文相は如何に考えられるか。鈴を盗んで耳を蔽うていることはできません。この公開審理が行われない場合、そこに論理的にも事理的にも二つの事態のいずれかが発生することを予測しなければならぬ。即ちそのこと、この公開審理における紛争と比較することのできない熾烈なる闘争が全學園又は社会をも巻き込んで、全く政治的な闘争への激化が保障されなくなるか、然らずんば、その反対に、この公開審理の平和的解決と比較することのできない諦めの静けさが、死の沈黙、奴隸的な、全くの無節操の服従にまで陥つて行く類魔が保障されなくなるか。この二つのうちいずれかの事態が必ず発生するのです。元来、すべての人が、不正不当に屈しない抵抗、レジスタンスの権利を、人間の尊厳のために固有の権利として持つていく。かくて、すべての勤労者が、団結権、団体交渉権、争議権を固有の基本権として保有している。然るに公務員又教育公務員は、この固有の基本権そのものを否定されるのではなく、これらの権利の行使において、一定の條件の下に団体交渉権及び争議権の行使につき制限を承認し、このことにも問題がないわけではないことは、当時対日理事會において英連邦代表などによつても批判されたところなのであります。その団体交渉権及び争議権の行使の制限の結果、それに代るものとして

てここに発生したのが人事院であり、又は大学等における事前の公開審理の保障ではなかつたのか。従つて大学等において事前の公開審理の保障がなくなるということになれば、ここに必然的に、従つてオートマテック、自動的に、大学等においても、団体交渉権、争議権の行使の権利が復活するか、然らずんば、大学等における学者、教育者が不正不当に屈しない抵抗の権利が全く失われ、人間の尊厳をも失ひ、死のごとき沈黙、奴隸的服従への墮落も保障されない状態が発生するか、この二つに一つの結核をアリストテレスも回避することはできないのです。そして文相は、知つてか知らずか、この重大の責任を負われることになるのである。本議員は、衷心これを天野博士において見るに忍びない。大学等における事前の公開審理は、対立の無制限の激化か、然らずんば対立の無制限の抑圧か、この両極端のいずれをも避けて、その黄金の中間をとり、激烈なる事象の闘争に伴う悲慘を防ぐと共に、而も又別の意味で一層悲慘なる死の沈黙、奴隸的諦めの服従の無節操をも防ぎ、理性の雲霧の中にも或る程度の紛争を許し、これによつて不満が表明され、批判が公開され、世論の判断をも受けて、ラスキの言うような「殺得による革命」の方向において、既存の秩序と新しい要求との対立の意識的平和的解決が保障される唯一の第三の方法ではないのか。

それは理想ではあるが現実ではないと言われますか。併しこの理想を放棄するならば、それこそ我々は究極的に、階級闘争の激発か、絶対主義の專制的支配か、この二つのいずれか一つの方

向に立つのであります。

結論、大学等に事前の公開審理を要件として規定することは、文相も認められるべきでありましょう。果して然らば、この規定を削り、これを要件としない改訂案には、如何なる高い理想があるのですか。天野博士がその文相在任中に高い理想を犠牲にする官僚政治に關與されることは、哲学を賣渡するものではありませんまいか。天野博士自身よく知られるごとく、我が日本に伝統の極めて浅く弱い学問の自由を、我が日本に伝統の極めて強い官僚主義の中に、而もこの学問の自由を育てるために、大学等において、学者、教育者が不当の処置から保障されるための進歩的方法としての事前の公開審理を要件とする規定は、あらゆる困難の中にも捨てるべからざる民主主義の原則に属するものとして、やはり守らるべきものであるという結論に、天野博士が到達され、その文相としての最高の重責において決意されるところがあるならば、現政府にしても、その興亡にしろ、関係方面にしても、この天野博士の理想主義的決意を踏み躪つてまでも、いわゆる現実政策を強行し得るものではないでありましょうし、「其の通り」と呼ぶ者あり又日本全国の大学そのほかの教員学生の多数も、天野博士がそのような重大な決意を以て、遂に大学等における事前公開審理の保障を守られたと聞くならば、必ずおのずから著しく自重することができるとありましょう。

今回の改訂がそのまま通つても、大学等における事前の公開審理は決して

決して

禁止されることのできるものではない。大学等の自由の意思に任されるのである。大学等が自発的に事前の公開審理を行うことは望ましいことなのである。文相はこの程度の信念を今この国会を通じて表明せられることを惜むのです。而も諸君、民主主義の最高の立法機関としての国会が、この事前の公開審理が大学等において自発的に行われることを希望するばかりでなく、これを要件として学問教育の自由を保障すべき立法的責任を有するとは考えられませんか。(拍手、「何を言ったかわからないぞ」と呼ぶ者あり)

○国務大臣(天野貞祐君) 大学の教授も国立の大学にあつてはやはり国家公務員で、国家公務員としての責務を当然負うということは言うまでもないことと私は信じております。併し一般公務員と、それから大学教授というふうなものは、そこに非常に違つたところがありますから、大学教授というものの違つた点については、更に考慮をする必要があるかと自分は思つております。一方においてはこの教育者の俸給の別表を作ろうというやうな考えを持つておりますから、そういう際に、大学教授というもののについて、その身分にお檢討を加えることが必要であるかと思つております。けれども、私は羽仁さんの論を聞いておると、私は、大学教授という一つの学問の理想型というものを描き出して、そして、それについて、その理想的な類型ですね、そのあり方というものを論ぜられ、片つ方は、官吏なら官吏といふものは、何だか人間でないやうな、学問も何も理解せんやうな、ここ

に又一つの類型を描き出して、そして二つの抽象的な類型を隔ちておるやうな感じがするのでございませう。

(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり) 一体この法律というものは、法律自体だけ考へてもその妥当性はわからない。私の考へでは、法律の施行される対象、即ち法律の行われる社会といふものの関連において、法律の妥当性といふものは考へべきものだと思ふのです。私はその事前公開審理といふことは、それ自体としては誠に結構なことであつて、私もこれを維持したいといふ考へは持つております。できるならばさうしたい。けれども、日本の社会的現実、実際にこれをやつて見るとできないのです。(言論の圧迫だ「黙つて聞け」共産党が……と呼ぶ者あり) それはこの大学の学長たちが、それを経験されたかたも経験されないかたも、到底これではやれないといふことを私に言つて来ておられるのです。私はさういふ経験に基いて、立法そのものは誠に立派なものであるけれども、これが日本の現実には適しない。従つてこれを必ずやれと大学に向つて法律的に命令するといふことは、これは私は不当だと思ふ。やつても……やることをしたい大学はしたるよろしい。これをやりたくないならば、やらないうやうにその機関においてきめたらよろしい。もとくこの法律といふものは、大学の独立を確保するために作つた法律であるから、その大学の自由を任さうといふ考へでございませう。私も眞理を愛し自由を愛する点においては、羽仁君に何も劣らない。自分は自分として考

えております。(拍手、「詭弁だ」わかつたよ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎君) この際、日程第一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、裁判所法等の一部を改正する法律案、日程第三、裁判所職員定員法案、(いずれも内閣提出、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤寅次郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和二十六年二月二十八日
内閣総理大臣 吉田 茂

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

別表第四表名称の欄中「品川簡易裁判所」を「大森簡易裁判所」に、「栃木簡易裁判所」を「小山簡易裁判所」に

同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域

に、「三次簡易裁判所」を「安芸吉田簡易裁判所」に、「片上簡易裁判所」を「備前簡易裁判所」に、「徳島簡易裁判所」を「鳴門簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「東京都品川区」を「東京都大田区」に、「埼玉県秩父郡秩父町」を「秩父市」に、「茨城県猿島郡古河町」を「古河市」に、「栃木市」を「栃木市」に、「群馬県下都賀郡小山町」に、「群馬県北甘楽郡富岡町」を「群馬県甘楽郡富岡町」に、「新潟県中蒲原郡新津町」を「新津市」に、「大阪府南河内郡富田林町」を「富田林市」に、「京都府久世郡宇治町」を「宇治市」に、「京都府何世郡綾部町」を「綾部市」に、「兵庫

県加古郡加古川町」を「加古川市」に、「兵庫県城崎郡豊岡町」を「豊岡市」に、「奈良県吉野郡下市町」を「奈良県吉野郡大淀町」に、「岐阜県武儀郡関町」を「関市」に、「広島県豊田郡三次町」を「広島県豊田郡三次町」に、「岡山県和気郡備前町」を「岡山県和気郡備前町」に、「大分県北海部郡白杵町」を「白杵市」に、「宮崎県西諸郡小林町」を「小林市」に、「宮崎県志田郡古川町」を「古川市」に、「徳島市」を「鳴門市」に改める。

別表第五表品川簡易裁判所の項を次のように改める。

大森	東京都の内
大田区	品川区
同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域	

の欄中「三鷹町」を削り、「武蔵野市」を「武蔵野市」に、「三鷹市」に、同表須賀野簡易裁判所の管轄区域の欄中「葉山町」を「葉山町」に、「逗子町」に、同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「野田村」を「野田村」に、「鳩ヶ谷町」に改め、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「所沢町」を削り、「川越市」を「川越市」に改め、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「秩父町」を削り、「埼玉県の内」を「秩父市の内」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「野田町」を削り、「松戸市」を「松戸市」に、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「龍ヶ崎町」を「長狭市」に、同表古河簡易裁判所の管轄区域の欄中「猿島郡」を「古河市」に改め、同表栃木簡易裁判所の項を次のように改める。

栃木	栃木県の内
上野原郡の内	
栗野町	西方村 清洲村 永野村 粕尾村 真名子村
下都賀郡の内	
大宮村	国府村 壬生町 稲葉村 南大村 瑞穂村 水代村 部屋村 藤岡町 赤麻村 三鴨村 岩井村 小野寺村 富山村 静和村 皆川村 吹上村 寺尾村 赤津村 家中村

同表栃木簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

栃木県の内
下都賀郡の内
小山町 間々田町
野木村 生井村 大谷村 鶴橋村 絹村
国分寺村 豊田村
桑村 石橋町 姿村
寒川村 中村

同表高崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「北甘楽郡の内」を「甘楽郡の内」に、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「碓戸村」を「碓戸村 世良田村 綿打村」に改め、同表伊勢崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「新田郡の内」を「新田郡 世良田村 綿打村」を削り、同表群馬簡易裁判所の管轄区域の欄中「北甘楽郡の内」を「甘楽郡の内」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「川柳村」及び「東福寺村」を削り、同表新津簡易裁判所の管轄区域の欄中「新津町」を削り、「東浦原郡」を「新津市 東浦原郡」に改め、同表直江津簡易裁判所の管轄区域の欄中「上米山村」を削り、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「味舌村」を「味舌町」に改め、同表美木簡易裁判所の管轄区域の欄中「五領村」を削り、同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「大戸村」を「石切町」に改め、同表埴原簡易裁判所の管轄区域の欄中「大草村」及び「野田村」を削り、「丹南村」を「丹南村 登美丘町」に改め、同表富田簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田林町」を削り、「大阪府の

内」を「大阪府の内」に、同表宇治簡易裁判所の管轄区域の欄中「久世郡」を宇治市 久世郡に、同表綾部簡易裁判所の管轄区域の欄中「何鹿郡」を綾部市 何鹿郡に改め、同表舞鶴簡易裁判所の項を次のように改める。

兵庫県の内
神戸市の内
灘区 東灘区 葦合区

同表明石簡易裁判所の管轄区域の欄中「明石郡」を削り、同表加古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「加古郡」を「加古川市 加古郡」に改め、同表豊岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊岡町 新田村 五莊村」及び「中筋村」を削り、「兵庫県の内」を「豊岡市」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「稻成村」及び「下秋津村」を削り、「同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧南市」を「碧南市 刈谷市」に改め、同表岡崎簡易裁判所の項を次のように改める。

岐阜県の内
関市 武儀郡
益田郡の内
下原村
郡上郡の内
東村

同表高山簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝日村 高根村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「大虫村」を削り、同表広島簡易裁判

所の管轄区域の欄中「坂村」を「坂町」に、「大野村」を「大野町」に、「殿島町」を「宮島町」に、同表安芸西條簡易裁判所の管轄区域の欄中「西條町」を「西條町 寺西村」に、同表大竹簡易裁判所の管轄区域の欄中「小方村」を「小方町」に、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿川村」を「鹿川町」に、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「上北方村 下北方村 善入寺村」を「北方村」に、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「向島西村」を「向島町」に改め、同表三次簡易裁判所の管轄区域の欄中「高田郡」を削り、同表三次簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

広島県の内
安芸吉田郡 高田郡

同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「粒江村」を削り、同表片上簡易裁判所の項を次のように改める。

岡山県の内
備前 和気郡

同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒崎村」を「黒崎町」に、「里庄村」を「里庄町」に、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「箭田村」を「箭田町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「小佐々村」を「小佐々町」に、同表東岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊美村」を「伊美町」に、同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「竹田町」を「竹田町 豊岡村」に改め、同表臼杵簡易裁判所の管轄区域の欄中「臼杵町」及び「海辺村」を

削り、「大分県の内」を「大分県の内 臼杵市」に改め、同表伊佐簡易裁判所の管轄区域の欄中「串木野町」を削り、鹿兒島県の内を「鹿兒島県の内 串木野市」に改め、同表加治木簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿兒島県の内
加治木郡の内
加治木町 重富村
蒲生町 山田村 溝辺村 帖佐町 国分町 準人町 東園分町 日当山村 福山村 霧島村 東豊山村 清水村 敷根村 横川町 牧園町 鳴盛郡の内
財部町

同表大分簡易裁判所の管轄区域の欄中「横川町」及び「牧園町」を削り、同表岩川簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿児島県の内
鹿兒島郡の内
岩川町 恒吉村 市成村 末吉町 松山村 志布志町 西志布志村 月野村 野方村 大崎町

同表小林簡易裁判所の管轄区域の欄中「西諸郡」を「小林市 西諸郡」に改め、同表古川簡易裁判所、岩田山簡易裁判所、築館簡易裁判所及び登米簡易裁判所の項を次のように改める。

古川	宮城県の内
古川市 遠田郡 志田郡 加美郡	
岩田山	宮城県の内
玉造郡	
築館	宮城県の内
栗原郡	
登米	宮城県の内
登米郡	
本吉郡の内	
柳津町	

同表喜多方簡易裁判所の管轄区域の欄中「木崎村 小川村」を削り、「山都村 至山都町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「昭和町」を「昭和町 豊川村 飯田川町」に改め、同表岩手簡易裁判所の管轄区域の欄中「美咲町」を削り、「岩見沢市」を「岩見沢市 美咲町」に、同表海川簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈井江村」を「奈井江町」に、同表知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「狩太村」を「狩太町」に、同表本別簡易裁判所の管轄区域の欄中「西足寄村」を「西足寄町」に、同表本別簡易裁判所の管轄区域の欄中「常呂村」を「常呂町」に改め、同表徳島簡易裁判所の項を次のように改める。

徳島県の内
徳島市 名東郡 勝浦郡 名西郡
板野郡の内
北島町 川内村 志村 住吉村 板東町 藍園村 板西町 栄村 松坂村 大山村 一條町 松島町 御所村

同表簡易裁判所の項の次に次の項を加える。

鳴門	徳島県の内
鳴門市	
板野郡の内	
大津村 北灘村 堀江村 松茂村	

同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「海部郡の内 上木頭村 木頭村」を削り、同表牟岐簡易裁判所の項を次のように改める。

牟岐	徳島県の内
海部郡	

同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊豆田村」を「下ノ加江町」に、「下ノ加江町」を「下ノ加江町」に、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「小筑紫村」を「小筑紫町」に、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三島町」を「三島町 松柏村」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

裁判所法等の一部を改正する法律案

右

昭和二十六年三月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

裁判所法等の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律

第一條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の三第二項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十五條第二項及び第五十六條の二第二項を削る。

第五十六條の三第一項中「一級の」を削る。

第五十六條の五第二項、第五十七條第二項及び第四項、第五十八條第二項及び第四項、第六十條第二項、第六十條の二第二項並びに第六十一條第二項を削る。

第六十一條の二を第六十一條の四とし、同條第二項を削り、第六十一條の三を第六十一條の五とし、同條第二項を削り、第六十一條の次に次の二條を加える。

第六十一條の二(家事調査官) 各家庭裁判所に通じて別に法律で定める員数の家事調査官を置く。

家事調査官は、第三十一條の三第一項第一号の審判及び調停に必要な調査を掌る。

家事調査官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十一條の三(家事調査官補) 各家庭裁判所に通じて別に法律で定める員数の家事調査官補を置く。

家事調査官補は、上司の命を受けて、家事調査官の事務を補助する。

助する。

第六十三條第一項後段を削る。

第六十四條の見出しを「(任意)」に改め、同條中「及び叙級」を削る。

第六十五條中「裁判所書記官補」の下に「家事調査官 家事調査官補」を加える。

第六十五條の次に次の一條を加える。

第六十五條の二(裁判官以外の裁判所の職員に関する事項) 裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この法律に定めるものの外、別に法律でこれを定める。

第二條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「裁判所書記官補」の下に「家事調査官 家事調査官補」を加える。

第二十條第二項中「二級又は三級の」を削る。

第三條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号を次のように改める。

十二 裁判官及びその他の裁判所職員

第四條 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條 削除

附則

1 この法律のうち、裁判所法第六

十五條の二及び国家公務員法第二條の改正規定は昭和二十七年一月一日から、その他の規定は昭和二十六年四月一日から施行する。

2 裁判所法第三十一條の三第二項の改正規定施行前に家庭裁判所に公訴の提起があつた事件については、同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 各家庭裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、家事調査官補に家事調査官の職務を行わせることができる。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案

司法研修所教官 一人

裁判所書記官 八人

裁判所調査官 二四人

裁判所書記官 三、五九二人

裁判所書記官 二、三六一人

裁判所書記官 二、二六六人

家事調査官 四九人

家事調査官補 一一一人

少年調査官 三四八人

少年調査官補 四〇三人

裁判所技官 一〇〇人

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 裁判所書記官補は、当分の間、第二條に定める員数をこえて任命することができ、この場合において、裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数は、同條に定める裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数をこえてはならない。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本改正案の要旨は、栃木県下都賀郡小山町ほか二カ所に簡易裁判所を新設すること、東京地方裁判所管内の品川簡易裁判所及び奈良地方裁判所管内の吉野簡易裁判所の所在地を変更すること、伊勢崎簡易裁判所ほか三簡易裁判所の管轄区域を是正すること、及び従前の市町村が合併又は分離して、

度末までに、外園為替等十二特別会計において使用された九十億余万円について承諾を求めているのであります。

次に、昭和二十四年度特別会計予算総則第六條並びに第七條に基づく使用総額について申し上げます。特別会計予算総則第六條但書の規定により、電気通信事業特別会計において、事業量の増加に伴う収入増加額の一部を事業の直接経費に充当したものが十一億三千六百余万円、同條前段の規定により、同特別会計において公債の償還に充当したものが十億円となつております。又同總則第七條の規定により、労働者災害補償保険特別会計において保険料収入の予算額を超えた増加額の一部を保険金の支拂に充当したものが一億六千六百余万円となつております。これらについて国会の承諾を求めているのであります。

次に昭和二十四年度日本国有鉄道予備費使用総額について申し上げます。昭和二十四年度日本国有鉄道の予備費の予算額は十億円でありまして、同年度中にこれを全額使用してあるのであります。

次に昭和二十五年度一般会計予備費使用総額（その一）について申し上げます。昭和二十五年度一般会計予備費の予算額は四億五千円でありまして、そのうち昭和二十五年度十一月二十日までに使用された金額は二億一千五百余万円となつておるのであります。

次に昭和二十五年度特別会計予備費使用総額（その一）について申し上げます。昭和二十五年度特別会計予備費の予算額は三百二十五億三千余万円でありまして、そのうち昭和二十五年度十二月二十六日までに使用された金額は外園為替等十三特別会計において合計百二十一億九千四百余万円となつておるのであります。

本委員会におきましては以上五件につきましても慎重検討いたしましたのであります。次に委員会における質疑応答の主なるものを御紹介いたします。第一、政府は閣議決定によつて国会開会中は予備費の使用決定を行わないと定めておるのであるが、例えば二十五年度一月から三月までは国会開会中であつたのに、これを使用したものが、これについて政府当局の見解はどうであるかとの質疑に対しまして、閣議決定においても、内容の軽微なもの又は当然の義務に属するものについては例外を設けて、国会開会中においても使用決定をなし得ることとしておりますが、その他のものについては、国会の審議権を尊重し、閣議決定の原則を厳守しておりますから、御了承をお願いいたします。御承を承りました。次に労働者災害補償保険特別会計において保険金支拂のために予備費を使用したものが二十四年度に十三億余万円、二十五年度に同じく十三億余万円あるが、このように毎年多額の予備費を使用したのはどういふ事情によるものか、他方においてこの特別会計は二十四年度末に約二十五億円の損失を計上している、これによつて見れば、この保険については保険料の算定等に妥当を欠くものがあるのではないかと思はれるが、政府当局の見解はどうかとの質疑に対しまして、この労災保険は業務開始後お日が浅く、統計資料等がまだ完備していないため、保険料の算定も暫定的な計算に基いておるのであります。これはできるだけ早く統計

資料を取りまとめ、確実な基礎を置くことに努力してある次第でありまして、御承を承りました。以上を以て質疑を終り、討論に入り、以上を以て全部を一括して承諾を與えることに議決いたしました次第であります。以上を以て御報告を終ります。（拍手）

○議長（佐藤寅次郎） 別に御発言もなければ、これより五件の採決をいたします。五件全部を問題に供します。これら五件は委員長報告の通り承諾を與えることに御異議ございませんか。

○議長（佐藤寅次郎） 御異議ないと認めます。よつてこれら五件は承諾を與えることに決定いたしました。

○議長（佐藤寅次郎） この際、日程の順序を変更して、日程第九より第十一までの諸議、日程第三十五及び第三十六の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長（佐藤寅次郎） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事堀末治君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○堀末治君登壇、拍手

○堀末治君 只今議題となりました諸議五件及び陳情二件について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず諸議第四十九号は、全国市長会会長川崎市長金刺不太郎君の請願であります。願意は、先般制定公布を

見ました地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の当初の政府原案において、地方公共団体の長の選挙期日を五月に延長して、数日間隔に互り首長の空位を来たすがごとき内容を有することに反対であります。本件は御承知のごとく、本院において同法案に対して大抵願意に副した修正が加えられ、すでに法律が成立したしておりますので、これを採択すべきものと決定いたしました。

次に、諸議第六百二号、諸議第七百四十三号及び陳情第六百六十三号は、それぞれ公職選挙法第八十九條に列挙されて、公務員の在職中公職に立候補を認められる者の中に、地方公務員法附則第二十項の規定する公営企業に従事する職員並びに非常勤の消防団員及び水防団員を加えられたことと趣旨であり、諸議第七百十八号、諸議第一千六十号及び陳情第七百七十九号は、三件とも全く同一内容のものでありまして、選挙公営の拡充、任意の立会演説会の開催、任意的選挙公報の発行、都道府県の議会の議員の選挙において一定数の通常選挙の頒布を認めること等、公職選挙法の改正を要するものであり、いずれも願意におおむね妥當なりと認められますので、これを採択すべきものと、但し内閣に送付を要せざるものと決定いたしました。

以上御報告をいたします。（拍手）

○議長（佐藤寅次郎） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これら諸議及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付を要しないことに決定いたしました。

○議長（佐藤寅次郎） この際、日程第十二より第三十四までの諸議及び日程第三十七より第四十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長（佐藤寅次郎） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○植竹春彦君登壇、拍手

○植竹春彦君 只今上程になりました諸議二十五件、陳情四件につきましても、運輸委員会におきまします審議の経過並びに結果を、詳細は速記録を御覧願うことといたしまして、その要点を御報告申し上げます。

先ずこのたぐさんの諸議陳情の内容を分類いたしますれば、第一は燈台の件であります。諸議第九号は島根県多古島に、第十四号は対馬船越村黒島に、第二十号は九十九里浜太東岬に、いずれも設置を要するものであります。

第二は測候所設置の件であります。即ち諸議第六十五号は郡山市に測候所を、同じく第八十九号は徳島県日和佐町に測候所分室を、陳情第二十三号は福島県猪苗代観測所を測候所に昇格を、いずれも要するものであります。

〔総員起立〕

○議長（佐藤寅次郎） 総員起立と認めます。よつてこれら諸議及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付を要しないことに決定いたしました。

○議長（佐藤寅次郎） この際、日程第十二より第三十四までの諸議及び日程第三十七より第四十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長（佐藤寅次郎） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○植竹春彦君登壇、拍手

○植竹春彦君 只今上程になりました諸議二十五件、陳情四件につきましても、運輸委員会におきまします審議の経過並びに結果を、詳細は速記録を御覧願うことといたしまして、その要点を御報告申し上げます。

先ずこのたぐさんの諸議陳情の内容を分類いたしますれば、第一は燈台の件であります。諸議第九号は島根県多古島に、第十四号は対馬船越村黒島に、第二十号は九十九里浜太東岬に、いずれも設置を要するものであります。

第二は測候所設置の件であります。即ち諸議第六十五号は郡山市に測候所を、同じく第八十九号は徳島県日和佐町に測候所分室を、陳情第二十三号は福島県猪苗代観測所を測候所に昇格を、いずれも要するものであります。

第三は測候所設置の件であります。即ち諸議第六十五号は郡山市に測候所を、同じく第八十九号は徳島県日和佐町に測候所分室を、陳情第二十三号は福島県猪苗代観測所を測候所に昇格を、いずれも要するものであります。

第三は測候所設置の件であります。即ち諸議第六十五号は郡山市に測候所を、同じく第八十九号は徳島県日和佐町に測候所分室を、陳情第二十三号は福島県猪苗代観測所を測候所に昇格を、いずれも要するものであります。

第三は鉄道電化についてであり、請願第五百四十七号は仙台―岩沼間を、同じく第六百四十一号は白河―仙台間を希望するものであります。

第四は停車場関係であります。即ち請願第三百二十一号は城岡駅を北長岡駅と改称するの件、陳情第三百二十一号は京都駅改築及び駅付近の鉄道高架建設促進の件、請願第五百十二号並びに五百十三号は、川東谷田川兩駅の間に駅員無配置駅を設置促進の件であります。

第五は列車延長又は航路復活の要請であります。即ち請願第二百九十七号は、大阪、大社兩駅間の急急二本を石見益田駅間に延長してほしいという件であります。請願第五百五号は下関を基地といたしまして關釜連絡航路復活に關するものであります。

第六番目は鉄道路線の建設促進の請願であります。即ち請願第九十四号は武豊線延長工事施行、請願第二百九十九号、四百二十六号、五百四十八号は、岩国、日原兩駅間の敷設促進、同じく第三百二十一号は魚沼線復活、第四百二十二号は、志佐、吉井兩駅間に鉄道敷設、同じく第五百十七号は三陸沿岸の未建設区間の鉄道、同じく第五百二十二号は志布志線延長工事促進、同じく第五百三十号は、日向長井、三重町の兩駅間、同じく第五百三十一号は、宮崎、小林兩市の間の鉄道、陳情第三百十五号及び八十三号は大分県宇都寺駅から熊本県宮原間の鉄道、請願第五百四号は白棚鉄道の復活、同じく第五百十六号は山田線復旧促進の要請であります。

最後に第七番目は国鉄バス路線の件であります。請願第五百八十二号

は、豊頃、大津、大樹三村間の開設促進の希望であります。

以上の請願陳情は、いずれも願意妥當と認めました。わけても鉄道の新線建設は、すでに昭和二十五年十二月九日、本院におきまして決議をいたしているところでありまして、委員会におきましては、鉄道建設予定線を初め、殊に工事に着手し、その後中止となつておりますもの、又はその後の事情の変化によりまして必要と認めざるもの敷設はこれを促進し、交通系路を整え、産業の開発、文化の向上及び民生の安定を図るべきものとして、その願意を極めて妥當と認めたのであります。よつて以上二十九件の請願陳情は、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしましたのであります。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(佐藤武吉) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)
○議長(佐藤武吉) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十八分散会

○本日の會議に付した事件
一、學問の自由に關する緊急質問
一、日程第一 下級裁判所の設立及

び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 裁判所法等の一部を改正する法律案
一、日程第三 裁判所職員定員法案
一、日程第四 昭和二十四年度特別會計予備費使用總調書(その二)
一、日程第五 昭和二十四年度特別會計予算總則第六條並びに第七條に基く使用總調書
一、日程第六 昭和二十四年度日本国有鉄道予備費使用總調書
一、日程第七 昭和二十五年年度一般會計予備費使用總調書(その二)
一、日程第八 昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その二)

一、日程第九乃至第十一の請願
一、日程第十二乃至第三十四の請願
一、日程第三十七乃至第四十の陳情

出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員
結城 安次君 村上 善一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
前田 穰君 堀越 儀郎君
藤野 繁雄君 野田 俊作君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君
伊藤源一郎君 高橋 道男君
高橋龍太郎君 高田 寛君
高木 正夫君 鈴木 直人君
新谷寅三郎君 島村 軍次君
西郷吉之助君 小林 政夫君
木下 辰雄君 河井 彌八君
片柳 眞吉君 柏木 康治君
加藤 正人君 奥 むめお君
岡本 愛祐君 岡部 常君

小野 哲君 尾山 三郎君
木村 守江君 宮本 邦彦君
秋山俊一郎君 高橋進太郎君
仁田 竹一君 上原 正吉君
石川 榮一君 大谷 盛潤君
九鬼紋十郎君 加納 金助君
大矢半次郎君 城 義臣君
植竹 春彦君 岡崎 眞一君
西川甚五郎君 小野 義夫君
鈴木 安孝君 黒田 英雄君
石坂 豊一君 岩沢 忠恭君
中川 幸平君 徳川 頼貞君
中山 壽彦君 小串 清一君
工藤 鐵男君 小杉 繁安君
中川 以良自 赤澤 與仁君
赤木 正雄君 廣瀬與兵衛君
野田 卯一君 重宗 雄三君
大野木秀次郎君 加藤 武徳君
長谷山行教君 松平 勇雄君
平井 太郎君 白波瀧米吉君
安井 謙君 山本 米治君
岡田 信次君 愛知 葵一君
石村 幸作君 池田宇右衛門君
入交 太蔵君 島津 忠彦君
石原幹市郎君 山崎 恒君
紅澤 みつ君 木内キヤウ君
鈴木 恭一君 郡 祐一君
谷口弥三郎君 有馬 英二君
油井賢太郎君 山田 佐一君
西山 龜七君 堀 末治君
西山 隆男君 大屋 晋三君
泉山 三六君 左藤 義詮君
小林 英三君 一松 定吉君
鬼丸 義賢君 金子 洋文君
門田 定藏君 カニエ邦彦君
永井純一郎君 原 虎一君
齋 武雄君 高田なほ子君
片岡 文重君 吉川末次郎君
赤松 常子君 深川榮左エ門君

三輪 貞治君 田中 一君
松永 義雄君 大隈 信幸君
前之國喜一郎君 岩男 仁藏君
伊藤 修君 青田 法晴君
駒井 藤平君 小川 久義君
境野 清雄君 木内 四郎君
稻垣平太郎君 羽生 三七君
岩間 正男君 千葉 信君
梅津 錦一君 東 隆君
森 八三一君 佐多 忠隆君
千田 正君 三浦 辰雄君
松浦 定義君 小松 正雄君
堀木 謙三君 松原 一彦君
羽仁 五郎君 内村 清次君
山下 義信君 矢嶋 三義君
棚橋 小虎君 和田 博雄君
下條 恭兵君 森崎 隆君
平林 太一君

國務大臣
法務總裁 大橋 武夫君
文部大臣 天野 貞祐君
大藏政務次官 西川甚五郎君
農林政務次官 島村 軍次君
運輸政務次官 関谷 勝利君

政府委員
大蔵政務次官 西川甚五郎君
農林政務次官 島村 軍次君
運輸政務次官 関谷 勝利君

審査報告書
消防組織法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて外數意見者の報告を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月二日
地方行政委員長 岡本 愛祐
参議院議長佐藤尚武殿

三〇〇

多意見者署名

竹中 七郎 堀 末治
石村 幸作 高橋進太郎
相馬 助治 小笠原三三男
石川 清一 鈴木 直人
西郷吉之助

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、現行消防組織法の制定以来その運用の実態に徴し、消防力を充実して消防の円滑な運営を図るため、消防機関設置の義務づけ、消防団員の公務災害補償、消防団長を含めた消防団員の公職立候補禁止の解除、地方公務員法の制定に伴う條文の調整等所要の改正を行おうとするもので適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

本改正によつて、消防組織の充実強化が期待されるが、特にその運用において適切な配慮が望まれる。

三、費用

本法を施行するため、特に費用を要しない。

審査報告書

水先法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月二日

運輸委員長 植竹 春彦
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小泉 秀吉 岡田 信次

山縣 勝見 内村 清次

松浦 定義 菊川 孝夫
村上 義一 高田 寛
鈴木 清一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は釧路港における気象潮流等の実情に鑑み、新たに同港に水先区を設定し、出入港船舶の航行の安全と港内の整頓を期せうとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

船舶の航行の安全と港内の整頓に資する利益がある。

三、費用

本法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

北海道開発のためにする港灣工事に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月二日

運輸委員長 植竹 春彦
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小泉 秀吉 岡田 信次
菊川 孝夫 松浦 定義
内村 清次 村上 義一
高田 寛 鈴木 清一
山縣 勝見

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道開発のために

する港灣工事について必要によつては国が直営し得るようになるとともに、その工事費用についても従前通りの割合で国庫において負担することとするために港灣法の特例を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

北海道の開発の促進に資する利益がある。

三、費用

本法に規定する港灣工事費の国庫負担の割合は従前通りであるので本法の実施により特に費用を要しない。

審査報告書

海難審判法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月二日

運輸委員長 植竹 春彦
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高田 寛 村上 義一
岡田 信次 小泉 秀吉
鈴木 清一 菊川 孝夫
松浦 定義 内村 清次
山縣 勝見

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、主として海難審判の証拠法について海難審判の特殊性を考慮し、現行の刑事訴訟法準用制度を廃して、独立した海難証

拠法を制定し、海難審判法本来の目的である海難原因の探究にせうよう改正しようとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

海難審判の事件の処理を円滑且つ迅速にする利益がある。

三、費用

廷吏配置費用として年間約三十五万円を要する。

審査報告書

港域法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月二日

運輸委員長 植竹 春彦
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

内村 清次 松浦 定義
菊川 孝夫 岡田 信次
小泉 秀吉 村上 義一
高田 寛 鈴木 清一
山縣 勝見

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、港灣事情の変化に伴い港域法別表に定める港域を全面的に改正し、新たに港域を定め、若しくは変更し、又は港名を改めようとするもので適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

港灣事情の現状に則した港域を定める利益がある。

三、費用

本法律の実施には別に費用を要しない。

人事委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四号 山口県地域給引上げに関する請願

第四四号 東北地方諸都市の地域給引上げに関する請願

第九六号 地域給の地域区分改訂に関する請願

第九七号 静岡県宇佐美村の地域給引上げに関する請願

第一五〇号 三重県一身田町の地域給引上げに関する請願

第一六二号 盛岡市の地域給引上げに関する請願

第一九五号 愛知県師崎町の地域給に関する請願

第一九六号 愛知県阿久比村の地域給に関する請願

第一九七号 愛知県篠島村の地域給に関する請願

第一九八号 愛知県西浦町の地域給に関する請願

第一九九号 愛知県野間町の地域給に関する請願

第二〇〇号 愛知県日岡賀島村の地域給に関する請願

第二〇一号 愛知県富貴村の地域給に関する請願

第二〇二号 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第二〇三号 愛知県河和町の地域給に関する請願

三〇一

第二〇四号 愛知県小鈴谷村の地域給に関する請願
第二〇五号 愛知県内海町の地域給に関する請願
第二一二号 盛岡市外三市の地域給に関する請願
第二二五号 静岡県掛川町の地域給に関する請願
第二六三三号 兵庫県加古川市および加印地区の地域給に関する請願
第二七〇号 静岡県藤枝町の地域給に関する請願
第二七一〇号 福岡県福岡市の地域給に関する請願
第二七二二号 福岡県上妻村の地域給に関する請願
第二七三三号 北九州五市の地域給に関する請願
第二七八号 静岡県新居町の地域給に関する請願
第二八〇号 夕張市の地域給に関する請願
第二八一〇号 北海道千歳町の地域給に関する請願
第二八七号 岩手県盛岡市の地域給に関する請願
第二九〇号 兵庫県赤穂町の地域給に関する請願
第二九一〇号 三重県津市の地域給に関する請願
第二九四号 静岡県興津町の地域給に関する請願
第二九六号 島根県下の地域給に関する請願
第三〇三三号 兵庫県伊丹市の地域給に関する請願
第三〇六号 高知県日章村の地域給に関する請願

第三〇八号 熊本県玉名町の地域給に関する請願
第三一八号 鳥取県米子市の地域給に関する請願
第三一九号 高知県の地域給に関する請願
第三二〇号 熊本県八代市等の地域給に関する請願
第三三三三号 第四四四号 北海道釧路市の地域給に関する請願
第三三四号 福岡地区の地域給に関する請願
第三三五号 愛知県佐織町の地域給に関する請願
第三三六号 愛知県猪高村の地域給に関する請願
第三四一〇号 三重県久居町の地域給に関する請願
第三四五号 三重県名張町の地域給に関する請願
第三七六号 三重県上野市の地域給に関する請願
第三七七号 愛知県蒲郡、三谷西町の地域給に関する請願
第三七八号 熊本市の地域給に関する請願
第四〇〇号 三重県鈴鹿市の地域給に関する請願
第四〇一〇号 富山市、高岡市および氷見町の地域給に関する請願
第四〇二〇号 熊本県隈府町の地域給に関する請願
第四〇三三号 佐世保市の地域給に関する請願
第四〇四号 金沢市および江沼温泉郷の地域給に関する請願

第四〇五号 広島県江田島村の地域給に関する請願
第四三二一〇号 石川県金沢市の地域給に関する請願
第四三三二〇号 広島県竹原町の地域給に関する請願
第四三三三〇号 福岡県筑豊四郡の地域給に関する請願
第四三三三三〇号 北海道岩見沢市の地域給に関する請願
第四四四四〇号 京都府の地域給に関する請願
第四四六六〇号 青森県三沢地区の地域給に関する請願
第四四七七〇号 西館市の地域給に関する請願
第四六〇〇号 愛知県起町の地域給に関する請願
第四六一〇号 愛知県弥富町の地域給に関する請願
第四六二二〇号 大阪府高槻市の地域給に関する請願
第四六六六〇号 滋賀県長浜市の地域給に関する請願
第四八八八〇号 兵庫縣西宮市の地域給に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年二月十六日

人事委員長 木下 源吾

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告第一号

山口県地域給引上げに関する請願
第二四四号 山口市長 山下太郎
外四万五千九百名

東北地方諸都市の地域給に関する請願
第四四四号 宮城県仙台市清水小路仙台郵政局内 大久保清夫地域給の地域区分改訂に関する請願
第九六六号 静岡市長 増田茂外四名
静岡県宇佐美村の地域給引上げに関する請願
第九七七号 静岡県田方郡 宇佐美村長 森繁平
三重県一身田町の地域給引上げに関する請願
第一五〇〇号 三重県河芸郡一身田町字一身田二、八五一 今井富蔵外八十三名
盛岡市の地域給引上げに関する請願
第一六二二号 岩手県盛岡市PT A連合会内 馬場勝治
愛知県師崎町の地域給に関する請願
第一九五五号 愛知県知多郡師崎町長 大松逸郎
愛知県阿久比村の地域給に関する請願
第一九六六号 愛知県知多郡阿久比村長 榎本茂
愛知県篠島村の地域給に関する請願
第一九七七号 愛知県知多郡篠島村長 岡田金之助
愛知県西浦町の地域給に関する請願
第一九八八号 愛知県知多郡西浦町長 幾世竹三郎
愛知県野間町の地域給に関する請願

第一九九九号 愛知県知多郡野間町長 伊藤嘉助
愛知県日間賀島村の地域給に関する請願
第二〇〇〇号 愛知県知多郡日間賀島村長 斎藤佐七
愛知県富貴村の地域給に関する請願
第二〇一〇号 愛知県知多郡富貴村長 厚味友衛
愛知県豊浜町の地域給に関する請願
第二〇二二号 愛知県知多郡豊浜町長 相川筆吉
愛知県河和町の地域給に関する請願
第二〇三三号 愛知県知多郡河和町長 須田舜治
愛知県小鈴谷村の地域給に関する請願
第二〇四四号 愛知県知多郡小鈴谷村長 近藤恭平
愛知県内海町の地域給に関する請願
第二〇五五号 愛知県知多郡内海町長 西山茂
盛岡市外三市の地域給に関する請願
第二一二二号 岩手県議会議長 村上順平
静岡県掛川町の地域給に関する請願
第二二五五号 静岡県小笠原掛川町長 葛ヶ谷龍太郎外千七名
兵庫縣加古川市および加印地区の地域給に関する請願
第二六三三号 兵庫縣加古川市加古川、兵庫縣加印地方事務所内 出井繁作外四名

地域給対策協議会内 石原貞彦外五十九名

請願
第四三四号
北海道岩見沢市

京都市の地域給に関する請願
第四四五号 京都市下京区四條

労組京都地方協議会内 梅林
信一

請願
第四四六号
青森県上北郡大三

函館市の地域給に関する請願

條一 北海道全官公庁労働協
議会内 坂上逸雄

第四六〇号 愛知県中島郡起町
長 丹羽肇一

第四六一号 愛知県海部郡弥富

大國府高松市の地垣給に因する請願

滋賀県長浜市の地域給に関する請願

加田桂三外三百十六名

第四八八号 兵庫縣西宮市長
驛馬卯一郎外三名

右六六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年二月十六日

人事委員長 木下 源吾

参議院議長 佐藤尚武殿

意見書案

山口県地域給引上げに関する請願(第二四号)

請願者 山口市長 山下太郎外

四万五千九百名

右の請願は

山口市並びに古賀郡小郡町の物価は広島、北九州地方に比してむしろ高物価である。昭和二十三年十二月地域給審議会において同地は、甲地指定の最終決定を以て実現す前にあつたが、これに前後して新設された人事院に、審議権が移つたため、そのまゝ今日に至つてゐる。しかし最近人事院は給與ベースの改訂に伴う地域給支給地区の改訂を行う由であるが、この際山口市および小郡町の特殊事情を考慮されて地域給の引上げを図りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協的なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案

地域給の地域区分改訂に関する請願(第九六号)

請願者 静岡市長 増田茂外四名

右の請願は

静岡県は、愛知・神奈川の両県の間に介在し、交通上、経済上密接な関係がある。しかし、両県は相当多数の給與地域引上げの実現があつたが、本県のみ総理府統計局の調査および中央労働委員会の調停等によつて立証されているにもかかわらず給與地域引上げが行われていないから、不均衡な地域区分を一日も早く

改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協的なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案

静岡県宇佐美村の地域給引上げに関する請願(第九七号)

請願者 静岡県宇佐美村長 森栗平

右の請願は

静岡県田方郡宇佐美村は、物価指数の高位を占める伊東・熱海の両市間に位置し物価の高騰はなほだしく、また、給料生活者の大部分は、他よりの通勤者でその生活は困窮を極め、生活の破たん、職務の完遂も憂慮される実状であるから、当村の特殊事情を考慮され勤務地手当を甲地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協的なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案

盛岡市の地域給引上げに関する請願(第一二二号)

請願者 岩手県盛岡市PTA連合会内 馬場勝治

右の請願は

盛岡市の地域給は、昭和二十三年五月に決定して以来、二箇年を経過した今日にいたるも改訂なく、盛岡市の諸物価は高騰して、副収入のない教職員の生活は困窮しているから、盛岡市教職員の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協的なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案

三重県一守田町の地域給引上げに関する請願(第一五〇号)

請願者 三重県河芸郡一守田町字一身田二、八五一 今井富蔵外八十三名

意見書案
愛知県師崎町の地域給に関する請願(第一九五号)

請願者 愛知県知多郡師崎町長 大松逸郎

右の請願は

師崎町は名古屋市南方三十八キロ、知多半島のはずれにある漁業と観光の町で、漁師その他の消費者が住民の大部分を占めている。とくに立地条件よりする海陸交通の要衝に當つてゐるため、物価は非常に高く、当町在住の給與生活者の生活は危機にひんしてゐるから、近く予定されてゐる地域給改正の際、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協的なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案

愛知県阿久比村の地域給に関する請願(第一九六号)

請願者 愛知県知多郡阿久比村村長 榎本茂

右の請願は

阿久比村は、知多半島の中央に位置する同地方屈指の商工都市を形成している織布工業の中心地で、村内には大小各種織布工場があり、いまや農村から工業都市として発展しつつあるため、交通、経済等の面では大都市に変わりなく、給料生活者の家計は経済的破たんに見舞つてゐるから、近

く実施される地域給改正に際しては、当村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊島村の地域給に関する請願(第一九七号)

請願者 愛知県知多郡豊島村長 岡田金之助

右の請願は

愛知県豊島村は、村内産業の九〇パーセントを漁業で占めてゐるが、最近の漁業不振のため、住民の生活は窮乏に向つており、加うるに食糧その他一切の物資を他地方より移入しなければならぬため、物価は自然と高まり、当村在住の給料生活者はいくじろしく経済不安に陥つてゐるから、予定されてゐる地域給改正に際しては、当村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県西浦町の地域給に関する請願(第一九八号)

請願者 愛知県知多郡西浦町長 幾世竹三郎

右の請願は

愛知県西浦町は、人口七千余の町であるが、各種官公署および職、製陶等の会社工場ならびに学校が集中してゐるため、給料生活者が多く、また物価の高いこと全国一といわれる常滑町に隣接してゐるため、人的物的交流がはげしく、当町住民の生活は近郊都市に異ならず、一般消費物価は極めて高い数字を示してゐるから、近く予定されてゐる地域給改正に際しては、当地の地域給を乙地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県野間町の地域給に関する請願(第一九九号)

請願者 愛知県知多郡野間町長 伊藤嘉助

右の請願は

野間町は、海水浴と観光を生命とする愛知県知多半島の消費地であるが、食糧をはじめとし建築材料、衣類、家庭用品等すべて名古屋、半田方面より移入してゐるため、多額の運賃が物価に加算され、一般住民は高物価に悩んでおり、一方生産がなくて交通不便な特殊事情にあるから、近く予定されてゐる地域給改正

に際しては是非地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県日間賀島村の地域給に関する請願(第二〇〇号)

請願者 愛知県知多郡日間賀島村長 斎藤佐七

右の請願は

日間賀島村は、愛知県知多半島の漁村であるが、最近の漁業不振と食糧その他物資を他地方に依存する地理的條件のため、生活必需品の高騰がいくじろしく、当地方の給料生活者の家計は破たんしひんしているから、地域給の改正に当つては、当村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県富貴村の地域給に関する請願(第二〇一号)

請願者 愛知県知多郡富貴村長 厚味友衛

右の請願は

今回地域給の改正に伴い支給地の指

定が行われる由であるが、富貴村は、南知多観光地であり、しかも県下新郷土建設指定町村として農村文化水準よりみて生活程度は近郊小都市と同等異なるところがなく、かえつて一般消費物価は高い指数を示している状態であるから、地域給指定にあつては乙地として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊浜町の地域給に関する請願(第二〇二号)

請願者 愛知県知多郡豊浜町長 相川肇吉

右の請願は

今回地域給の改正に伴い支給地の指定が行われる由であるが、当豊浜町は愛知県水産物の三分の一を生産しており、最近特に業者が激増し直接の商取引先である名古屋、関東方面の影響を受けて物価はいくじろしく高いのであるから、地域給指定にあつては当豊浜町の特殊事情を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県小鈴谷村の地域給に関する請願(第二〇四号)

請願者 愛知県知多郡小鈴谷村長 近藤恭平

右の請願は

今回地域給指定の改正が伝えられてゐるが、当小鈴谷村は戦後繊維業、醸造業、製陶業、養蠶業その他中工業も復興し、農業においても多角的経営により生産も向上して全面的な活況を呈してきた。しかしながらこれらの生産物は多く都市に吸収され諸物価は上級地域に指定されてい

る名古屋市、半田市および隣接町村と同程度であるから、地域給指定にあつては当村を乙地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものと認め、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県内海町の地域給に関する請願(第二一〇五号)
請願者 愛知県知事多田内海町
長 西山茂

右の請願は
今同地域給の改正に伴い支給地の指定が行われる由であるが、当内海町は、南知多観光地帯の中心地で、名古屋市周辺の海水浴場中屈指の地であり、また知多乗合株式会社交通網の要地として観光客は四季を通じて来往する一大消費地であつて、物価高は都市をしのいでいる有様であるから、地域給指定にあつては当町の特殊事情を充分考慮して指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものと認め、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

盛岡市外三市の地域給に関する請願(第二二二二号)

請願者 岩手県議會議長 村上 順平
右の請願は
盛岡市、宮古市、釜石市、一関市の四市在勤の国家公務員ならびに地方公務員に対し、同市の経済事情等を考慮して現行二割の勤務地手当を切下げ支給することのないようにせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものと認め、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県掛川町の地域給に関する請願(第二二五五号)
請願者 静岡県小笠原郡掛川町
長 葛ヶ谷龍太郎外七名

右の請願は
静岡県掛川町は現在地域給丙地に指定されているが、諸種の点より不合理が認められたのでかつて大蔵省の地域給引上げ指定の実施されたとき、静岡県地域給調査会を通じて大蔵省に乙地指定を要請した。しかるに昭和二十三年法律第二六五号によつて地域区分の変更は人事院において検討することになったのでそのまま現在に至つては、その後統計局の三回にわたる調査によつて乙地該当が明らかになつてはいるが、近く予定される地域給改正に際しては、当町を乙地に指定せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥協なものと認め、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県加古川市および加印地区の地域給に関する請願(第二六三三号)
請願者 兵庫県加古川市加古川、兵庫県加印地方事務所
内 出井繁作外四名

右の請願は
兵庫県加古川市および高砂町を中心とする加古、印南両郡は、明石、姫路両市の中間にあつて経済的に両市との共通性をもつておりことに高砂、荒川は播州工業地帯として姫路市よりも物価高の実情であるから、加古川市、加古郡高砂町、荒井町等を加印地区として明石、姫路両市と同様の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものと認め、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県藤枝町の地域給に関する請願(第二七〇号)
請願者 静岡県志太郡藤枝町
長 井口政左衛門外一名

右の請願は
藤枝町は、静岡県志太郡の政治文化の中心地で、地区内には各種官公署

学校等が所在しているが、交通運輸の便に恵まれず衣料その他日常生活必需品の物価は静岡市をしのいでいる。しかして当町に対する地域給は、昭和二十三年当時の生計費指数から見て、乙地指定が妥協と思われ、静岡県地域給調査会を通じて請願してはいたところ、昭和二十三年法律二百六十五号によつて地域区分決定が中止されたまま現在に至つては、すみやかに当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものと認め、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県福岡市の地域給に関する請願(第二七一七号)
請願者 福岡県八女郡福岡町八女地方事務所内 魚住壽外十二名

右の請願は
福岡市は、産業経済文化の面において筑後地方の中心地をなしており、八留米市と共に物価は極めて高く、一方近接町村を合併して本年四月から市制施行を準備中であるから、福岡市の地域給を八留米市に甲地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものと認め、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県上妻村の地域給に関する請願(第二二七二号)
請願者 福岡県八女郡上妻村中学校内 石松彬之助外六十四名

右の請願は
福岡県上妻村は、福岡市と隣接し、両町村間の境界も家続きで、郵便物も福岡市内として取扱われていて、殆ど福岡市の附属地の如き実状である。しかして、経済的生活様式はもとより、各種の物価も全く福岡市と同一歩調であるのに、福岡市は乙地区であるから、本村の地域給を乙地区に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものと認め、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北九州五市の地域給に関する請願(第二七三三号)
請願者 福岡県門司市長 中野 眞吾外六十八名

右の請願は
北九州五市は従来東京都と同率の地域に指定されていたが、この度の区

分変更によつて変更されるようであるが、北九州五市は、交通電通網の交流点が同一で、六大都市と変わらない一大都を形成して、物価は、東京、大阪に劣らない現状である。このような北九州五市の地域給を一区分変更されることは不合理であるから、北九州五市を東京都と同一の五給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は安当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県新居町の地域給に関する請願(第二七八号)

請願者 静岡県浜名郡新居町 長 守田雪雄外二十五名

右の請願は 静岡県新居町は、従来乙地区に指定されてきたが、現在本町の現状には、浜松、豊橋に近く、野菜および魚類は、これらの両市から入荷する状態では、浜松、豊橋の両市より一、二割高い現状であるから、地域給支給区分の是正に當つては、これらの現状を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は安当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

夕張市の地域給に関する請願(第二八〇号)

請願者 北海道夕張市長 北島 光盛外十三名

右の請願は 給與ベースの改訂に伴つて、地域給の支給率も改訂され、夕張市は従来支給されてきた一割の額も支給されないことになると聞くが、これは全く当市の実情に添わないものであるから、むしろ従来より以上に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は安当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道千歳町の地域給に関する請願(第二八一号)

請願者 北海道千歳郡千歳町 長 山崎友吉外十九名

右の請願は 北海道千歳町は總ての生活必需品を札幌、小樽、苫小牧などの各市に求めなければならぬため、全道一と言われる物価高を示し、加ふるに進駐軍関係の各工事労働者の入町と進駐軍兵士および警察予備隊などと関係をもつ特殊な女性の増加とともにますますこの物価高に拍車をかけ、一般官公庁職員の生活を極度に困窮せしめてゐる実情であるから、給與ベース改訂に伴う地域給については、本町を札幌市ならびにさきに

指定された釧路町と同様の地域給支給地区に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は安当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県盛岡市の地域給に関する請願(第二八七号)

請願者 岩手県盛岡市六日町 菊池新一外十名

右の請願は 現行地域給認定の基礎となつたものは、昭和二十一年三月以前の統計であるが、その後の経済情勢変化により国内各都市の物価は東京とあまり差がなく、昨年十一月の盛岡商工会議所の調査によれば、盛岡市の特別CPSは八十八ないし九十二パーセントを示しており、また現在二割支給の諸都市と物価を比較しても大差ないから、盛岡市の地域給を二割に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は安当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県赤穂町の地域給に関する請願(第二九〇号)

請願者 兵庫県赤穂郡赤穂町 長 柴田信次

右の請願は 兵庫県赤穂町は、地域、生産、環境ならびに物価指数において姫路市、桐生市等に異ならず、生計費もほとんど同程度であるにもかかわらず、従来通り行政区画と大都市重点主義による地域給のいま現在に至つては、極めて不合理であるから、この際赤穂町の地域給と、姫路、桐生両市同格に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は安当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

意見書案

三重県津市の地域給に関する請願(第二九一号)

請願者 三重県津市下部田七二 九 別所一郎外二千五百四十 一名

右の請願は 津市は三重県の県庁所在地として人口八万に近く地方における政治、文化、学術、交通の中心をなしているが、戦災の復興は他都市に比して遅々として進まず必然的に住宅難による住宅費の支出は増大している。他面地方税は県下他都市に比して大いにより物価は高く公務員の生活は困窮の極にあるから、津市の地域給は現行通り一割を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大

体は安当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県興津町の地域給に関する請願(第二九四号)

請願者 静岡県庵原郡興津町農林省東海近畿農業試験場園芸部内 松井修外二百三名

右の請願は 静岡県興津町は、交通至便な東海道に位置しているため、京浜地方の高物価の影響を受け、しかも静岡、清水の両市に隣接しているため、日常物価は静岡市より高い物産のあり、一方みかん、茶の外に生産の見るべきものなく、大部分の生活必需品を町外に求めているため、当町の諸物価は県内の各市より高い実情にあるから、興津町の地域給指定に際しては、静岡市と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は安当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥根県下の地域給に関する請願(第二九六号)

請願者 鳥根県下の地域給に関する請願(第二九六号)

請願者 島根県松江市殿町島根
県全官公庁労働組合連絡協議
会 星野実行

右の請願は
松江市、浜田市、出雲市等の島根県
下諸郡における官公庁職員の生計費
は、夫々の市民生計費の八十一パー
セントを示している。しかるに人事
院は、わずか三回の調査資料を基準
として機械的にこれら三市の地域給
を引き下げようとしているが、これ
が実現すると、折角の給與ベース改
訂も結果としては、増加とならず、
一方主食以外の諸物価は大都市の方
が安いものもあるから、島根県下の
地域給を現行のままとせられたいと
の趣旨であつて参議院は、願意の大
体は妥協なものなりと思ふ。よつて
内閣は鋭意これが実現に努力せられ
たい。ここに国会法第八十一條によ
り別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
兵庫県伊丹市の地域給に関する請
願(第三〇三三号)

請願者 兵庫県伊丹市長 坂上
喜穂外二十七名

右の請願は
兵庫県伊丹市は、阪神間における住
宅地としての特異な街であり、諸官
公庁、学校、金融機関等存在する外
大中工場集積し近時主要産業勃興と
共に発展した工業都市であり、消費
生活者多く、購買力に比し生産物僅
少のため、生活必需品の大部分を
神戸、大阪から購入する関係上、運

賃、諸経費を含む諸物価は著しく高
騰しているから、地域給の決定につ
いては特に考慮せられたいとの趣旨
であつて参議院は、願意の大体は妥
協なものなりと思ふ。よつて内閣は
鋭意これが実現に努力せられたい。
ここに国会法第八十一條により別冊
を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
高知県日章村の地域給に関する請
願(第三〇六号)

請願者 高知県香美郡日章村
長 穂岐山萬福外四名

右の請願は
学制の改革により高知県日章村にも
高知大学農学部ができることにな
り、教授には今まで生活程度の厚か
つた京都、東京等の各大学から迎え
ねばならないが、当村はすでに乙地
区に指定されている後免町、野田
村、大橋村等に隣接しているのに当
村だけ地域給がないのは不合理であ
るから高知県日章村に地域給を支給
せられたいとの趣旨であつて参議院
は、願意の大体は妥協なものなりと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現
に努力せられたい。ここに国会法第
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
熊本県玉名町の地域給に関する請
願(第三〇八号)

請願者 熊本県玉名町玉名町
長 森本森次郎

右の請願は
玉名町は、熊本県北部における政治、
文化、商業等の中心地であつて、諸
種の官公庁や銀行会社工場等も多く
あるが、地理的には熊本県熊本等の
境にあるため、諸物価が高く、鐵
道、皮革、雜貨等はもとより、野菜魚
肉等も却つて大牟田荒尾熊本等の
各都市から逆輸入している実情にあ
るため、当地に存在する官公庁職
員の生活は、極度の窮乏を告げてい
るから、近く予定されている地域給
改訂には、当町をさきに指定された
大牟田荒尾若しくは、熊本山鹿と同
様な地域給支給地に指定せられたい
との趣旨であつて参議院は、願意の
大体は妥協なものなりと思ふ。よつ
て内閣は鋭意これが実現に努力せら
れたい。ここに国会法第八十一條に
より別冊を送付する。

請願者 熊本県玉名町玉名町
長 森本森次郎

右の請願は
玉名町は、熊本県北部における政治、
文化、商業等の中心地であつて、諸
種の官公庁や銀行会社工場等も多く
あるが、地理的には熊本県熊本等の
境にあるため、諸物価が高く、鐵
道、皮革、雜貨等はもとより、野菜魚
肉等も却つて大牟田荒尾熊本等の
各都市から逆輸入している実情にあ
るため、当地に存在する官公庁職
員の生活は、極度の窮乏を告げてい
るから、近く予定されている地域給
改訂には、当町をさきに指定された
大牟田荒尾若しくは、熊本山鹿と同
様な地域給支給地に指定せられたい
との趣旨であつて参議院は、願意の
大体は妥協なものなりと思ふ。よつ
て内閣は鋭意これが実現に努力せら
れたい。ここに国会法第八十一條に
より別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取県米子市の地域給に関する請
願(第三二八号)

請願者 鳥取県米子郵便局内米
子市全通信従業員組合内 森
田昇

右の請願は
鳥取県米子市に在勤する官公庁職員
の生活は、上昇する物価高によつて
ますます困窮の度を加えている現状
であるから、地域給指定に當つては
現行通り一級地とせられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取県米子市の地域給に関する請
願(第三二八号)

請願者 鳥取県米子郵便局内米
子市全通信従業員組合内 森
田昇

右の請願は
鳥取県米子市に在勤する官公庁職員
の生活は、上昇する物価高によつて
ますます困窮の度を加えている現状
であるから、地域給指定に當つては
現行通り一級地とせられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は

妥協なものなりと思ふ。よつて内閣
は鋭意これが実現に努力せられた
い。ここに国会法第八十一條により
別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
高知県の地域給に関する請願(第
三一九号)

請願者 高知市朝倉内六七 西
川美水

右の請願は
昭和二十四年五月、十一月の特別
C・P・Sの調査の結果は、高知県内
地区は四国において上位を占めてお
り、また全国的にみても非常な高位
を示しているから、今回の勤務地手
当の改訂に當つては、(一)高知市は
二〇パーセントを下らぬこと、(二)
後免、中村町は右と同率とするこ
と、(三)安芸、伊野、須崎、清水、
宿毛町、室戸地区、宇治村、大津村
は二〇パーセントないし一〇パーセ
ントを下らぬこと、(四)その他の地
区は一〇パーセントを下らぬこと等
の実現を図られたいとの趣旨であつ
て参議院は、願意の大体は妥協なも
のなりと思ふ。よつて内閣は鋭意こ
れが実現に努力せられたい。ここに
国会法第八十一條により別冊を送付
する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道札幌市の地域給に関する請
願(第三三三三号、第四四四号)

請願者 北海道札幌市北十七條
西五丁目 武笠耕三

右の請願は
北海道札幌市は、札幌市に隣接し經
済生活上同市と緊密な関係を有して
いるので、生活の基礎的諸物資もま
た札幌市と同様の物価であるから、
今回の地域給指定に當つては札幌市
と同率に指定せられたいとの趣旨で
あつて参議院は、願意の大体は妥協
なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭
意これが実現に努力せられたい。こ

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道札幌市の地域給に関する請
願(第三三三三号、第四四四号)

請願者 熊本県八代市等の地域給に関する
請願(第三三〇号)

請願者 熊本県八代郡築村入
番割 田辺義道外五十三名

右の請願は
熊本県八代市は、熊本市に次いで各
種の官公署多く加えて県下第一の工
業都市であるため、生活必需品も
高騰しているから、地域給の設定に
當つては最低一割五分できれば二割
に決定せられたいとの趣旨であつて
参議院は、願意の大体は妥協なもの
なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これ
が実現に努力せられたい。ここに國
会法第八十一條により別冊を送付す
る。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道札幌市の地域給に関する請
願(第三三三三号、第四四四号)

請願者 北海道札幌市北十七條
西五丁目 武笠耕三

右の請願は
北海道札幌市は、札幌市に隣接し經
済生活上同市と緊密な関係を有して
いるので、生活の基礎的諸物資もま
た札幌市と同様の物価であるから、
今回の地域給指定に當つては札幌市
と同率に指定せられたいとの趣旨で
あつて参議院は、願意の大体は妥協
なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭
意これが実現に努力せられたい。こ

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道札幌市の地域給に関する請
願(第三三三三号、第四四四号)

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡地区の地域給に関する請願 (第三二四号)

請願者 福岡県副知事 奥山良三 外一名

右の請願は、さきに第九国会を通過決定を見た新給與法に基き政府は、地域給に對しては一応五分の率下げを実施したが、近く人事院は、総理府統計局発表の特別消費者価格調査を基として地域給改訂勧告法案を国会に提出することとなつておるが、伝えられるところによれば今回の大市政訂により福岡地区においては逆に降率されるものであるが、かくては職員給與はもとより、あらゆる方面に影響するところ大であるから、事情調査の上福岡地区に對しては従来通り東京都などの地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県佐織町の地域給に関する請願 (第三二五号)

請願者 愛知県海部郡佐織町 長 堀田秀九 外八名

右の請願は

愛知県海部郡佐織町は、名古屋、一宮両市の近郊かつ津島市に隣接する特殊地域であるが、いまだに地域給が支給されておらず各種の物価は右三市と変らないため、当市在勤の俸給生活者の生活は極度に困窮しているから、地域給支給地区に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県猪高村の地域給に関する請願 (第三二六号)

請願者 愛知県愛知郡猪高村 長 柴田秀一郎

右の請願は

人事院は、第十国会に提出した給與ベイス改訂案別表によると、地域給の支給率および支給地域指定の改定を行うとのことであるが、猪高村は、大消費都市名古屋の東部に直統する郊外村で文化的、経済的に名古屋市の延長とも考えられ、都市計画にも名古屋市内に編入されている実状で、日常必需品の消費価格はほとんど名古屋市と同等またはそれ以上の物価高であるから、地域給指定に當つては、これらのことを考慮せられ、名古屋市並にせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

い。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県久居町の地域給に関する請願 (第三二七号)

請願者 三重県一志郡久居町役場内全官公庁労働組合協議会 内 中村稀彦 外十六名

右の請願は、三重県久居町は津市と松阪市との略中間に位し、一志郡を背景とした商業地であり、津市、松阪市と同じく工業製品の仕入はほとんど大阪、名古屋より行われ附近農村の生産物はすみやかに津、松阪、名古屋、京阪神に出荷されているためこれら大都市の物価が当町の物価に敏感に反映し、むしろ津市を上回っている状態であるから、今回の地域給改正に際しては当久居町を現在支給の乙地と同じく二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県名張町の地域給に関する請願 (第三二七五号)

請願者 三重県名張郡名張町 今中原夫 外百二十九名

右の請願は

三重県名張町は、大阪まで近畿鉄道で一時間の位置にあり、商取引は大阪と直接行われているため、諸物価は大阪に大差なく、最近の物価はいちじるしく上昇しているから、近く市制実施を予定されている名張町の地域給を現行通り一割に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県上野市の地域給に関する請願 (第三二七六号)

請願者 三重県上野市全官公庁職員組合内 森北與左エ門

右の請願は

今回の地域給改訂に際し、昭和二十四年五、十一月のC・P・Sを基礎資料にしている由であるが、昭和二十五年三重県ならびに上野市統計課の調査とを比較すると格段の相違があり、このような不均衡な資料に基づく改訂は勤労者の生活を根柢から崩壊させるものであるから、上野市に相応した地域給に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県蒲郡、三谷町町の地域給に関する請願 (第三二七七号)

請願者 愛知県蒲郡市蒲郡町 長 無田壽三郎 外一名

右の請願は

今回人事院において給與ベイス改訂案を、内閣ならびに国会へ提出の際、現行の地域給支給率および受給地域指定の改訂勧告もあわせて行う由であるが、当愛知県蒲郡、三谷地区は観光客の往来が多く、また特殊関係工業の破格的活況を中心として生活水準の向上と相俟つて、ますます生活物資の高騰を刺激し、ひとり取り残された当地官公職員の生活を脅かしている現状であるから、地域給改訂決定の際には当地を現行以上に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本市の地域給に関する請願 (第三二七八号)

請願者 熊本市長 佐藤真佐男 外二名

右の請願は

熊本市は九州の中央部に位置し政治、経済、交通、文化の中心地として発展しつつあり、物資の集散が激

しく、物価は福岡市と同程度であり、とくに、本市に賑災都市であるにもかかわらず、人口逐次増大し、必需物資の需給調整に困難を感じており、さらに物価は北九州大消費地の影響を受け、一般官公庁職員の生活を極度に困窮させている実情であるから、地域給改正に際しては、五分以上の支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県鈴鹿市の地域給に関する請願(第四〇〇号)

請願者 三重県鈴鹿市石薬師町 市川春生外九百七十九名

右の請願は、今般三重県鈴鹿市の勤務地手当が廃止されるようであるが、当市は近接の四日市市および津市と比較しても物価は高く加ふるに最近の社会情勢の急変に伴い、俸給生活者は非常に窮乏を感じているから、勤務地手当を従来通り存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山市、高岡市および氷見町の地域給に関する請願(第四〇一号)

請願者 富山県知事 高辻武邦 外一名

右の請願は、地域給の改訂に伴い富山県の富山市、高岡市および氷見町の支給割合は半減されるようであるが、本県は全国一の電源地帯を擁し、繊維、化学、金属、機械等の各工業が発達しており、また地域の北陸の中央に位置し、経済、文化等すべて京阪、東海地方の影響を受け極めて複雑な生活圏にある。従つて物価は相当高く生計費をいぢるしく高めていく実情であるから、従来通りの支給割合を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

富山市、高岡市および氷見町の地域給に関する請願(第四〇一号)

意見書案

請願者 富山県知事 高辻武邦 外一名

右の請願は、地域給の改訂に伴い富山県の富山市、高岡市および氷見町の支給割合は半減されるようであるが、本県は全国一の電源地帯を擁し、繊維、化学、金属、機械等の各工業が発達しており、また地域の北陸の中央に位置し、経済、文化等すべて京阪、東海地方の影響を受け極めて複雑な生活圏にある。従つて物価は相当高く生計費をいぢるしく高めていく実情であるから、従来通りの支給割合を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県隈府町の地域給に関する請願(第四〇二号)

請願者 熊本県隈府町 隈田辰平外五百八十五名

右の請願は、熊本県隈府町は菊池郡の経済交通、文化、中心地としてまた農工商都市として発達してきたのであるが、本県下でも最上位の物価高を示しているから、今回の地域給支給地の指定の際には当町を支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意

の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐世保市の地域給に関する請願(第四〇三号)

請願者 長崎県佐世保市平瀬町 長崎県佐世保出張所内 菊本 春夫外百二十五名

右の請願は、佐世保市の経済事情は、朝鮮動乱発生以来一変し、一般勤労者の生活は、極度に悪化している。ことに軍需品輸送優先に伴う民需品の拂底、国連軍の常駐、特殊職業婦人および特需関係業者の増増等によつて、同市の物価はいぢるしく上昇を示しているから、佐世保市の地域給決定に際しては、その特殊性を考慮して最高二割五分に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

金沢市および江沼温泉郷の地域給に関する請願(第四〇四号)

請願者 石川県金沢市上笠舞町 一ノ二 稻葉初吉

右の請願は、金沢市の地域給引上げについては、数次にわたる地域給審議会において常に最優先の地位にあつたにもかかわらず、新給與法実施によつてそのまゝ現在に至つてゐる。また江沼温泉郷の地域給引上げについては、その実情より昭和二十三年に兩地より乙地に昇格したが、温泉郷の特殊性より大都市に劣らぬ物価高を示しているから、この際金沢市および江沼温泉郷の地域給引上げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県江田島村の地域給に関する請願(第四〇五号)

請願者 広島県安芸郡江田島村 服部三五郎外十八名

右の請願は、江田島は、瀬戸内海広島湾内の小島であるが、終戦後は、進駐軍の根拠地として各種施設が設置されたため、人口はいぢるしく増加し、しかも占領軍関係よりする経済的特殊事情からして、純然たる消費都市となつてゐるから、同島の特殊性を考慮して妥当な地域給を決定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県金沢市の地域給に関する請願(第四〇六号)

請願者 石川県金沢市仙石町二七石川官公職員労働組合協議会内 吉田喜三郎

右の請願は、金沢市は、京阪神地方と密接な経済関係があつて、各種工業用原料資材および生活必需品も同地方から供給を受ける状態で、比較的物価も高く、加ふるに最近の社会情勢の急変に伴い、俸給生活者は非常に窮乏を感じてゐるから、金沢市の地域給を引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県竹原町の地域給に関する請願(第四〇七号)

請願者 広島県加茂郡竹原町長 松阪昭二外二十二名

右の請願は、竹原町は、呉線唯一の要地で、官公庁は二十六の多数を数え、政治、経済、文化の中核地である。当町は神岡鐵業竹原製鐵所をはじめ、工場、官公庁の筆給生活者が主体をなして

の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

いるため、比較的物価が高く、加うるに最近の社会情勢の急変に伴い、俸給生活者は非常に脅威を感じているから、竹原町の地域給を呉市と同等の比率をもつて支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県筑豊四郡の地域給に関する請願(第四三三三号)

請願者 福岡県飯塚市外忠恵嘉
福会館内福岡県筑豊四郡地域
給対策協議会内 石原貞彦外
五十九名

右の請願は

福岡県筑豊四郡は、人口七十万を数える日本最大の炭田都市で、しかもこの七十万郡民の約五十パーセントは炭坑従業者であるため、石炭以外の物資はほとんど他地方から移入を受ける実状である。しかして、これ等炭坑従業者は完備した福利施設の恩恵を受けている上に、朝鮮動乱による特需景気を受けているため、生活必需品は高騰するばかりで、公務員の生活は困難であるから、筑豊四郡の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ、よつて内閣は鋭意これが実行に努力せられたい。

い。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道岩見沢市の地域給に関する請願(第四三四号)

請願者 北海道岩見沢市長 山本英外十三名

右の請願は

北海道岩見沢市は札幌市に近接した都市で北海道産業の中核的重要な地帯に位しているため、比較的物価が高く、加うるに最近の社会情勢の急変に伴い、公務員の生活は困難であるから、岩見沢市を二割五分の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都市の地域給に関する請願(第四四五号)

請願者 京都市下京区四條寺町
下ル労働会館内全官公庁労組
京都地方協議会内 梅林信一

右の請願は

京都市は純然たる消費都市であり、日用生活必需品および衣料品等はすべて阪神、東海、北陸地区より供給

され、農産物についても京浜、大阪等より高価であるから、地域給指定に当つては京都市を東京、大阪などとせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県三沢地区の地域給に関する請願(第四四六号)

請願者 青森県上北郡大三沢町
大三沢中学校内 力石定吉外
十二名

右の請願は

青森県三沢地区は、進駐軍航空基地を控え、その環境の特異性は、あらゆる消費物資の価格を高め、一般勤労者の生活に重大な影響を與え、勤労意欲の低下と職務に対する安定性を欠くため、連合軍の占領政策遂行にもおよぼすところが大きいから、同地区の特殊性を考慮して、その地域給を最上級に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県起町(現)の地域給に関する請願(第四四七号)

請願者 北海道札幌市南一條一
一 北海道全官公庁労組協議会
内 坂上逸雄

右の請願は

函館市の地域給に関する請願(第四四七号)

函館市の地域給に関する請願(第四四七号)

請願者 北海道札幌市南一條一
一 北海道全官公庁労組協議会
内 坂上逸雄

右の請願は

函館地方の漁業界は、昭和二十四年度下半期に極度の不漁に見舞われ、多数の業者が経営不振となつたため、労務賃金は下り購買力はいじり減退していった。しかるに今回の地域給決定は当時の調査を基礎にする由であるが、これは正しいものではなく、一方調査世帯の選定や資料に不備が多いから、函館市の地域給決定に際しては、同地方の経済情勢について再検討をせられ、適正な地域給を指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県津島町の地域給に関する請願(第四四八号)

請願者 愛知県津島町郡津島町
長 神田信一 外七名

右の請願は

愛知県津島町は、交通、産業、経済等において近接名古屋市と密接な関係にあるので名古屋市の物価は直接当町の物価に影響し、同町の物価は県内大都市と何等異なることがないから、今回改正を伝えられる地域給の指定に当つては当町を名古屋市と同率の級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県起町の地域給に関する請願(第四四九号)

請願者 愛知県中島郡起町長
丹羽豊一

右の請願は

愛知県起町は、毛織物の生産地として内外の需用を満しているが、これらの原料の購入ならびに製品の販売はもろろ金銀機関、生活必需品資

意見書案

大阪府高槻市の地域給に関する請願(第四六二号)

請願者 大阪府高槻市長 阪上安太郎

右の請願は

高槻市は、特設の大阪府およびその周辺の都である吹田、池田、豊中の各市と地理的に一体であり、生活圏を同じくしているにかかわらず、ひとり当市のみ甲地に指定されていることは地域給制度の立前から考へてまことに不合理かつ不均衡であるから、今改正を伝えられる地域給の指定に当つては当市を大阪市と同率の額地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県長浜市の地域給に関する請願(第四六六号)

請願者 滋賀県長浜市長 加田桂三 外三百十六名

右の請願は

滋賀県長浜市地域は、京都、大阪の大都市に近接し、当地方屈指の繊維工業地であるため、市内物価は極めて高く、当地所在の官公庁職員の生活は、いぢめるしく窮乏を告げているから、近く予定される地域給指定に際しては、当市の地域給を従来通り百分の五と指定されたいとの趣旨であつて

参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県西宮市の地域給に関する請願(第四八八号)

請願者 兵庫県西宮市長 辰馬卯一郎 外三名

右の請願は

西宮市は、大阪、神戸両大都市の中間に位置して、住民の大半は両市に勤務し、また、当市は消費都市で、自由物資も、大阪、神戸の両市を経てくるため、一、二割高くなつていて実状である。そのため、特別消費者価格調査表によつても、東京、大阪、神戸より上位におつて、公務員の生活は苦しいから、地域給の改定に当つては東京、大阪、神戸等と同様の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第二十六号 三重県山田地区の地域給に関する陳情

第四五号 仙台市外三地区の地域給に関する陳情

第五七号 北海道の地域給に関する陳情

第七七号 但馬地方の地域給に関する陳情

第八〇号 大阪府庄内町の地域給に関する陳情

第八一號 東京都大島の地域給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年二月十六日

人事委員長 木下 源吾
参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会陳情特別報告第一号
三重県山田地区の地域給に関する陳情

第二六号 三重県知事 青木理外 九百十六名

仙台市外三地区の地域給に関する陳情

第四五号 宮城県議會議長 今野貞亮

北海道の地域給に関する陳情

第五七号 北海道市長会内 高田富興

但馬地方の地域給に関する陳情

第七七号 兵庫県豊岡市役所但馬全官公庁労働協議会内 上田村雄外二千九百七十七名

大阪府庄内町の地域給に関する陳情

第八〇号 大阪府豊能郡庄内町長 橋本宗太郎外六百六十名

東京都大島の地域給に関する陳情

第八一號 東京都中央気象台大島測候所内 木次毅外一名

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年二月十六日

人事委員長 木下 源吾
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
三重県山田地区の地域給に関する陳情(第二六号)

陳情者 三重県知事 青木理外 九百十六名

右の陳情は
三重県山田地区在住の俸給生活者は、従来生活給の一助として勤務地手当一割を加給されていたが、今回政府は暫定的にこれを五分に引下げ将来これを恒久化する由であり、これが実現されると、現在でさえ生活窮乏している俸給生活者にとつて重大な影響を與へることとなるから、従前通りに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道の地域給に関する陳情(第五七号)

陳情者 北海道市長会内 高田富興

右の陳情は
人事院報告による勤務手当の地域区分は、支給率の算定基礎に不合理があり、数字的に妥當性を欠き、統計的にも不十分であるが、ことに北海道については、その地理的経済特殊事情が充分に考慮されていないから、北海道の地域給支給地指定について、さらに検討を加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられ

仙台市外三地区の地域給に関する陳情(第四五号)

陳情者 宮城県議會議長 今野貞亮

意見書案
仙台市外三地区の地域給に関する陳情(第四五号)

陳情者 宮城県議會議長 今野貞亮

意見書案
仙台市外三地区の地域給に関する陳情(第四五号)

たい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

但馬地方の地域給に関する陳情
(第七七号)

陳情者 兵庫縣豊岡市役所但馬
全官公序労組協議会内 上田
村雄外二千百九十七名

右の陳情は

人事院においては昭和二十四年五月、十一月、昭和二十五年五月の三回にわたる総理府統計局の調査による特別消費者価格の指数を基礎に勤務地手当の支給地域区分を定める法律案を今国会に提出する由であるが、この調査は確実性を欠いているばかりでなく調査時期等において現在の実情と相当食い違っている点も強く、むしろ現在の物価は地方小都市と大都市とはほとんど差がないから、但馬地方の勤務地手当は現在の一分を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府庄内町の地域給に関する陳情
(第八〇号)

陳情者 大阪府豊能郡庄内町
長 橋本宗太郎外六百五十名

右の陳情は

今回公務員給与法改訂に伴う地域給率変更に際して大阪府庄内町を一分五分に内定の由であるが、当町は大阪市と豊中市との間に挟まれた地帯であつて文化、交通産業経済等兩市と何等區別がないばかりか終戦後大阪市は北方に向い、膨張伸展したため当町は大阪市の一部に等しい状態であるから、大阪市、豊中市と同等の地域給率に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都大島の地域給に関する陳情
(第八一号)

陳情者 東京都中央気象台大島
測候所内 木沢毅外一名

右の陳情は

今国会に勤務地手当に関する法律案が提出される由であるが、東京都大島に在勤する公務員の地理的悪條件と物価高による生活の苦境を考慮されて、最高級地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

定価 一部 六円五十銭
送料実費

発行所

東京都新宿区市谷本村町
印刷 庁
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 官報課